

(第1面)

令和5年 6月22日

受付
-5. 6. 22
乙訓保健所

電話番号 075-956-8605

令和5年4月1日～令和6年3月31日

部品 → 研削機 → 組立加工 → 塗装ライン → 検査 → 出荷

↓
廃油（普通産廃）

↓
廃塗料・溶剤（特管産廃）
ブース廃液（普通産廃）
塗装汚泥（普通産廃）

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

安全衛生課（契約書、マニフェスト等を管理し、緊急時の対応を行う）

車両組立課（塗装工程の管理部署で、廃塗料・溶剤の排出計画等を行う）

構内協力会社（塗装工程を請け負い、廃塗料・溶剤に関し日常管理を行う）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和4年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	—
排 出 量	50.9 t	—

（これまでに実施した取組）

- ・受注、使用状況に応じて購入量を調整し余剰塗料の削減
- ・塗料・溶剤を扱う際は、作業標準を順守し適正な量を使用
- ・器具洗浄の際には使用済み溶剤を可能な限り再利用
- ・塗料・溶剤の在庫を毎日確認

② 計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	—
排 出 量	55.0 t	—

（今後実施する予定の取組）
現状の取組を継続

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・廃塗料・廃溶剤専用のドラム缶を塗料庫内所定の場所に設置。
・回収日まで施錠保管している。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
現状の取組みを継続

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	—
	全処理委託量	50.9 t	—
	優良認定処理業者への処理委託量	50.9 t	—
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
	・電子マニフェストにて日々の運用を行っている ・契約書や許可証の期限管理、更新確認を行っている		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	—
	全 処 理 委 託 量	55.0 t	—
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	55.0 t	—
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
	処理委託先の施設確認を定期的を実施する		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	50.9 t	
	(今後実施する予定の取組等) 現状の取組を継続 ・電子マニフェスト加入済み ・特管産廃処理契約は全て電子マニフェスト対応処理業者		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。